

溪流景観の特性とその活用事例（稲荷川を例として）

前国土交通省日光砂防事務所（現・新庄河川事務所）：田井中 治
 国土交通省日光砂防事務所：村松 悦由 小峰 正
 財団法人 砂防フロンティア整備推進機構：高梨 和行 ○中根 和彦

1. はじめに

砂防事業は厳しい自然条件の中で行われ、一般には人の目に触れる機会が少ない。しかしながら、自然環境と人々の生活を豊かにするため行われてきた砂防事業の価値を、広く一般の人々に知る機会を提供して、理解してもらうことも意義あることである。特に長い間溪流の安定と周囲の緑の回復を促してきた石積砂防堰堤などの歴史的砂防施設が、周辺の土地と一体となって形成する溪流景観はその地域にとって貴重な資源である。今後、砂防事業に対する住民の関心・理解を得る際にはその優れた景観価値を最大限に引き出す方法を検討する必要がある。

日光市は日光山内にある二荒山神社、東照宮、輪王寺の「建造物群」と、これらの建造物群を取り巻く「遺跡（文化的景観）」が世界遺産として登録されたことなどを受け、平成17年1月に全国に先駆けて景観法における景観行政団体に指定されるなど、市民主導による景観計画の策定が進められている。

この「社寺の街」のたもとを流れる稲荷川は江戸時代に町一つを押し流すという歴史的災害を引き起こすなど、我が国屈指の暴れ川と称されてきた。大正7年から稲荷川直轄砂防事業が始まり、第一堰堤から第十三堰堤の砂防堰堤群、釜ツ沢堰堤など数多くの砂防施設が造られ、門前町日光を保全してきた。直轄砂防事業が開始されてから約100年が経過し、稲荷川の砂防施設は歴史的景観を醸し出ししながら、再生されつつある周辺の良好な自然景観に溶け込んでいる。

本報告は稲荷川を例として砂防事業が行われてきた溪流の景観特性を述べるとともに、自然景観、歴史的特性から、景観法に基づく日光市景観計画（市長へ答申予定）の景観計画重点地区として取り込まれることとなった稲荷川の活用も含めた今後の取り組み方針について報告するものである。

2. 稲荷川砂防の活用の課題と目的

稲荷川はこれまで何度も自然災害が発生し、現在も車両の進入等が制限されているため、自然豊かな稲荷川溪流景観を有しながらも市民にとって遠い存在にとどまっている。一方、稲荷川における砂防指定地の大部分は民地で構成されており、今後の景観維持・活用のためには民地所有者との合意形成も重要となる。

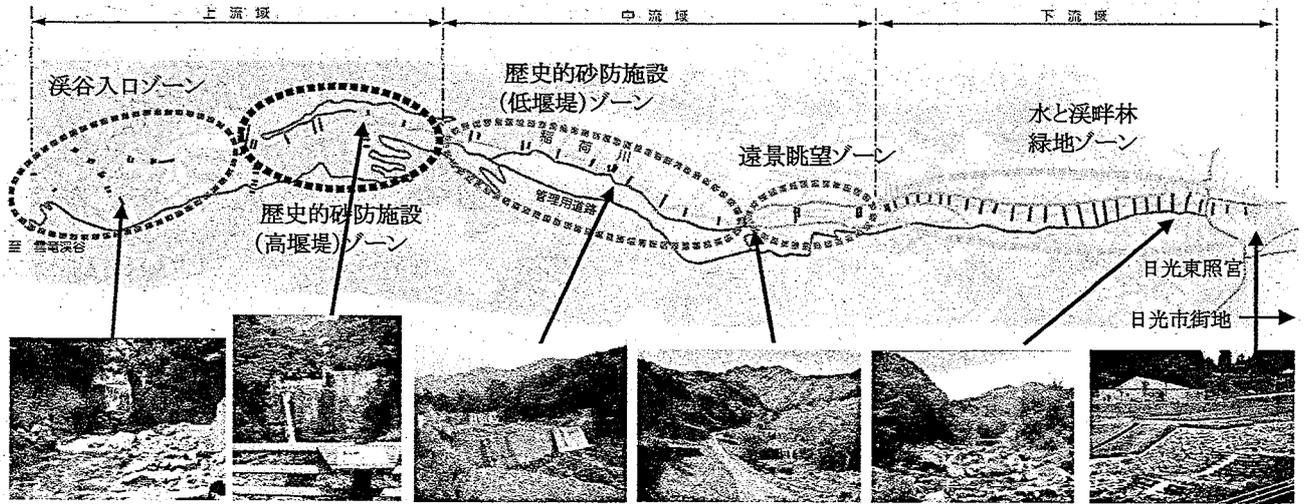
これらの課題を踏まえ、東照宮をはじめとする日光の社寺・文化を護り、人々の生活や自然環境を支えてきた稲荷川砂防事業の価値を日光市民に認知、理解してもらうため、日光市が市民とともに進めている日光市景観計画の策定に参加し、稲荷川砂防指定地を景観計画重点地区として制定することで、砂防事業への地元意識の高揚を図ることを目的とした。

※景観計画重点地区：景観計画区域の中で特に重点的に景観形成を図り、良好な景観の保全形成を目指す地区

3. 稲荷川の溪流景観の特性

稲荷川は雲竜溪谷に代表される良好な景観の溪谷区域から日光市街地の公園区域まで、わずか数キロの間に展開されている。この間に釜ツ沢堰堤など8つの登録有形文化財をはじめとした歴史的砂防施設が存在している。これらの溪流景観をその特性から5つのゾーンに分け、景観特性と春秋によって変わる景観の特徴を以下に示す。

	溪谷入口ゾーン	歴史的砂防施設（高堰堤）ゾーン	歴史的砂防施設（低堰堤）ゾーン	遠景眺望ゾーン	水と溪畔林緑地ゾーン
景観特性	<ul style="list-style-type: none"> 多量の砂礫で構成される広大な堆砂敷と急勾配で川幅の狭い溪谷状の河川空間 一望できる日光連山 	<ul style="list-style-type: none"> 急勾配で川幅の狭い溪谷状の河川空間と切り立った地形を反映した大規模な高堰堤 	<ul style="list-style-type: none"> 急勾配で川幅が狭く、土堆や巨礫が多数分布する河川空間 沿川道路の展望デッキからよく見える歴史的な石積砂防堰堤群 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的緩やかで開けた河床を有する緑地、河川空間 上流側に女峰山、下流側に日光市街地が一望 	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産の緩衝緑地帯であり、溪畔林が繁茂する豊かな緑地景観 日光を土石流などから守ってきた、周辺景観との調和が図られた石積床固群
自然景観（春）	<ul style="list-style-type: none"> 樹木が多く密集し、良好な自然景観を形成する河川空間 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の緑が豊富な山並み美しいコントラストを織りなす稲荷川の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> 沿川道路から見える緑豊かな溪畔林とその間から見え隠れするさわやかな稲荷川の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> ヤマツツジ等の様々な花木が分布し、色とりどりの美しい景観を呈する溪畔林 	<ul style="list-style-type: none"> 沿川道路から見える緑豊かな溪畔林とその間から見え隠れするさわやかな稲荷川の流れ
砂防景観（秋）	<ul style="list-style-type: none"> 広大な河川空間に浮かび上がる砂防堰堤 	<ul style="list-style-type: none"> 溪谷の中に並ぶ新旧の大規模砂防堰堤が一望 山腹に広がる砂防施設が一望 	<ul style="list-style-type: none"> 沿川道路からよく見える良好な景観を呈する歴史的な石積砂防堰堤群 	<ul style="list-style-type: none"> 大きく開けた河川空間に浮かぶコンクリート砂防堰堤 	<ul style="list-style-type: none"> 沿川道路から見える周辺景観と調和した石積床固群

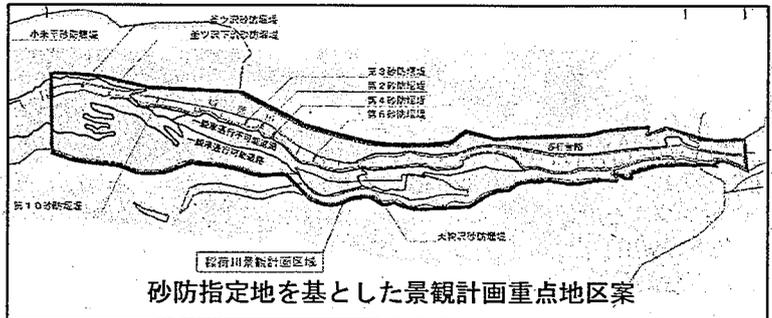


4. 日光市景観計画への参画とその意義

溪流景観は、親水空間と砂防施設だけで成り立つのではなく、周囲の自然景観が重要な構成要素となる。砂防指定地は大部分が民地で占められることから、市民の景観保全・景観形成への意識向上が必要不可欠である。景観法は行政主導による都市計画とは異なり、各地区の住民との合意によって地域と行政が景観協定を結び、地域の景観を保全・活用・形成するところに特徴がある。日光市景観計画の景観計画重点地区に稲荷川砂防指定地の範囲を加えることで、日光市民に砂防指定地のもつ景観特性について関心を持ってもらうことが、自然環境と人々の生活を豊かにするため行われてきた砂防事業の価値を認識してもらうことに大きな役割を果たすものとして、日光市景観計画策定に参加し、以下に示す範囲設定方針の下、砂防指定地を基本とした稲荷川景観計画重点地区が計画に定められた。

範囲設定方針

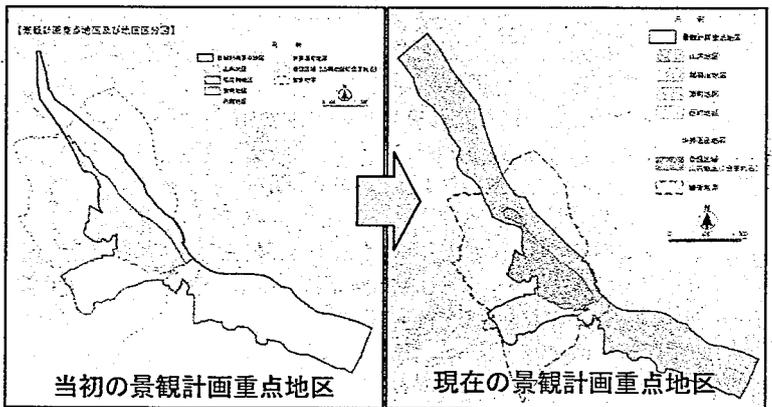
- ・歴史的砂防施設及び周辺流域自然環境の保全を図るため、歴史的砂防施設群から下流域の砂防指定地を基本とする。
- ・世界遺産を保護するため、世界遺産登録区域を考慮する。
- ・稲荷川沿いを含む比較的広域にわたる河川空間の景観コントロールが可能となる範囲とする



5. 景観法における行為の規制等

公共施設の整備は、地域の景観に対して大きな影響を与えるものであるため、良好な景観の形成に重要な公共施設は、景観重要公共施設として景観計画に位置づけられる。その整備に関する事項等の基準については、景観行政団体（日光市）が当該公共施設の管理者（日光砂防事務所）と協議し、その同意の基、定めることとしている。

特に登録有形文化財等の歴史的砂防施設は、良好な景観の形成に重要な構造物（景観重要建造物）として、所有者が指定提案することができる。景観重要建造物はその優れた外観を保全するため、景観行政団体の許可を受けなければ、増築、改築等の行為をしてはならないが、砂防事業など国の機関や地方公共団体が行う行為については、あらかじめ協議を行えば許可を受ける必要はないとされている。



6. おわりに

稲荷川は日光市景観計画（市長へ答申予定）の景観計画重点地区に位置づけられたことから、今後は溪流景観の保全・形成を市民とともにいき、砂防に対する認識・理解を得ていく必要がある。交通動線、拠点施設、展望施設、誘導サインなどの整備を関連公共団体と連携していき、市民が親しみやすい砂防空間を形成するとともに、砂防ボランティアの活動による現地での説明など市民と一体になって地域と砂防の歴史を住民などに再認識してもらい、砂防事業により保全・回復してきた溪流環境を次世代に伝えていくことが重要な課題と考える。